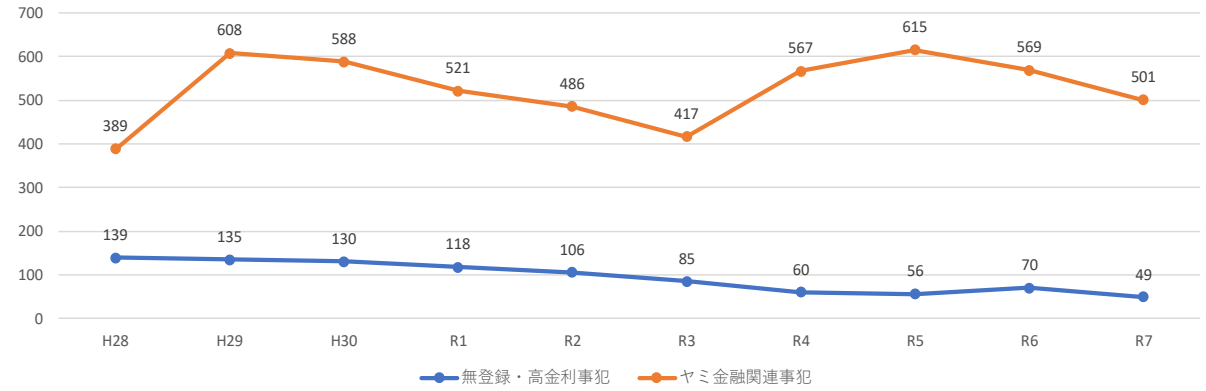
資 料 ３

令和８年 10 月
警　　察　　庁

ヤミ金融事犯の検挙状況

１　検挙状況の推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
検挙事件数	528	743	718	639	592	502	627	671	639	550
無登録・高金利事犯	139	135	130	118	106	85	60	56	70	49
ヤミ金融関連事犯	389	608	588	521	486	417	567	615	569	501
検挙人員	662	881	814	724	701	598	708	732	710	595
無登録・高金利事犯	257	236	207	191	197	167	128	101	127	87
ヤミ金融関連事犯	405	645	607	533	504	431	580	631	583	508
被害人員	24,231	13,044	14,469	10,529	17,417	117,689	35,298	48,631	22,501	10,225
被害額	131億 9,526万円	91億 3,852万円	35億 9,160万円	67億 1,464万円	43億 4,327万円	94億 340万円	55億 4,724万円	233億 7,777万円	44億 8,089万円	102億 5,058万円

注１「無登録・高金利事犯」とは、貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（高金利等）に係る事犯をいう。
　２「ヤミ金融関連事犯」とは、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯をいう。

２　主な検挙事例

○　携帯電話のショートメッセージサービスを利用した貸金業法違反等事件（山形）

アルバイト従業員の男(40)らは、貸金業の登録を受けることなく、令和５年３月から令和６年２月までの間、携帯電話のショートメッセージサービスを利用して融資の勧誘をし、融資を申し込んできた顧客約１万 3,000 人に対し、法定利息の約 2.7 倍から約 189 倍の利息で金銭を貸し付け、返済として同男らが管理する他人名義口座に振込送金を受けるなどの方法により、元利金合計約３億円を受領した。

令和７年５月までに、同男ら９人を貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（高金利受領等）等で検挙した。

○　クレジットカード利用による商品販売を仮装した出資法違反事件（警視庁）

会社役員の男(45)らは、クレジットカードのショッピング枠の現金化サイトを運営し、平成 29 年６月から令和６年６月までの間、融資を申し込んできた全国の顧客約１万 7,000 人に対し、クレジットカード決済による商品の販売を仮装し、商品をクレジットカード決済で購入させた上で、その商品代金の一部を払い戻すキャッシュバック金名目で顧客に実質的に金銭の貸し付けを行い、返済としてクレジットカード決済代行業者から同男らが管理する法人名義口座に振込送金を受ける方法により、元利金合計約 110 億 8,600 万円を受領した。

令和７年４月までに、同男ら 13 人及び１法人を出資法違反（高金利の脱法行為）で検挙した。